

3 事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

なお、この報告書中、産業中分類の名称は、別表のように省略して用いています。

(1) 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定します。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付けとします。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがあります。

その産業とは、「中分類22鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）」、「熱間圧延業」、「冷間圧延業」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業」の11産業です。

- (3) 「品目別集計表」については、上記の産業格付けとは無関係に品目6桁番号による集計を行っており、たとえば2品目を産出する事業所はそれぞれの品目において1産出事業所としています。したがって、産業別統計表とは異なる数値となっています。

別表

	省略表示	産業（産業中分類）
09	食料品	食料品製造業
10	飲料	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維	繊維工業
12	木材	木材・木製品製造業（家具を除く）
13	家具	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	印刷・同関連業
16	化学	化学工業
17	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム製品	ゴム製品製造業
20	皮革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼	鉄鋼業
23	非鉄金属	非鉄金属製造業
24	金属製品	金属製品製造業
25	はん用機器	はん用機械器具製造業
26	生産用機器	生産用機械器具製造業
27	業務用機器	業務用機械器具製造業
28	電子部品	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機器	電気機械器具製造業
30	情報通信機器	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機器	輸送用機械器具製造業
32	その他	その他の製造業